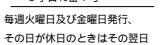
# 庫県公葬

平成20年5月13日 火曜日 第 1978 号

発 行 人 兵 庫 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号





(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告示	۸° -ジ
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の事務所の所在地の変更の届出 ( しごと支援課 )	1
土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課)	1
市営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧(同)	4
保安林の指定予定 ( 豊かな森づくり課 )	4
同 上(同)	4
同 上(同)	5
基本測量を実施する旨の通知(契約管理課)	5
道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課)	5
公有水面埋立免許の出願に係る関係図書の縦覧 (港湾課)	6
景観形成地区の指定の案の縦覧(都市政策課)	7
景観形成基準の案の縦覧(同)	7
公告	
特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(地域協働課)	8
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請(同)	9
貸金業者に対する業務停止処分の公告(神戸県民局)	9
辞 令	40
安永 正昭 (人事課)	10
公安委員会告示	
警備員指導教育責任者講習の実施	10
<u> </u>	

## 兵庫県告示第511号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第35条において準用する同法第27条第3項の規 定に基づき、平成20年4月1日付けで事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第27条第4項の規定に 基づき、次のとおり公示する。

平成20年5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 淡路障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を洲本市五色 町広石北847から洲本市五色町都志大日707に改める。

#### 兵庫県告示第512号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の 届出があった。

平成20年5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 五ヶ井土地改良区

退任役員

氏 名 役員の区分

住 所

高 橋 秀二郎 理事 同 高 木 義 信

加古川市加古川町大野492番地 同 市加古川町大野89番地

同	青木数夫	同 市加古川町河原28番地
同	福田耕一良	同 市加古川町友沢379番地の 1
同	中谷文夫	同 市加古川町西河原162番地
同	大北壽	同 市加古川町南備後187番地の3
同	宮田修三	同 市尾上町今福587番地
同	大西幸夫	同 市尾上町里251番地の1
同	松尾末吉	同 市別府町新野辺1127番地
監事	中村茂夫	同 市加古川町溝之口235番地の 2
一	福本善一	同 市加古川町北在家266番地
	堀川政昭	同 市別府町新野辺887番地の 1
就任役員		
税は役員   役員の区分	氏 名	住 所
理事		加古川市加古川町大野89番地
同		
同	庄司正義	同 市加古川町中津436番地の1
同	青木数夫	同 市加古川町河原28番地
同	關建即	同 市加古川町木村20番地の10
同	中谷文夫	同 市加古川町西河原162番地
同	大 北 壽	同 市加古川町南備後187番地の3
同	宮田修三	同 市尾上町今福587番地
同	大 西 幸 夫	同 市尾上町口里251番地の1
同	宇 野 貞 彦	同 市別府町新野辺1052番地
監事	中村茂夫	同 市加古川町溝之口235番地の 2
同	加古照雄	同 市加古川町粟津340番地 1
同	福島忠義	同 市尾上町安田652番地
2 両荘土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住所
理事	高見良三	加古川市上荘町薬栗381番地
同	岡田高夫	同 市上荘町薬栗384番地
同	木 下 実	同 市上荘町薬栗274番地の1
同	十 倉 理 臣	同 市上荘町薬栗358番地
同	岡田十三男	同 市上荘町都染508番地の2
同	吉 岡 正 広	同 市上荘町都染445番地
同	吉 岡 利 昭	同 市上荘町都染419番地
同	吉 岡 和 彦	同 市上荘町都染419番地
同	萩内正勝	同 市上荘町都染566番地
同	高見栄	同 市上荘町小野920番地
同	前 川 栄太郎	同 市上荘町小野924番地
同	藤本勝己	
同	岸本幸平	
同	大西治男	同 市上荘町小野917番地
同	岩本良英	同 市平荘町山角708番地
同	谷本正弘	同 市平荘町山角697番地の6
監事	木下重一	同 市上荘町薬栗390番地の1
同	玉川 紘 行	同 市上荘町都染493番地
同	米澤政芳	同 市平荘町山角527番地の1
就任役員	-1- 1- 1- 1-	1.3 SELECTION OF MANAGEMENT OF SELECTION OF
役員の区分	氏 名	住 所
理事	高見良三	加古川市上荘町薬栗381番地
	,-, 70 K _	25日7月17年1277777001日20

同	岡田高	夫	同 市上荘町薬栗384番地
同	木 下	実	同 市上荘町薬栗274番地の 1
同	十 倉 理		同 市上荘町薬栗358番地
同		三男	同 市上荘町都染508番地の 2
同	吉岡正		同 市上荘町都染445番地
同	吉岡和		同 市上荘町都染419番地
同	萩内正		同 市上荘町都染566番地
同	萩内晴		同 市上荘町都染443番地の1
同	藤本勝		同 市上荘町小野945番地
同	大西治		同 市上荘町小野917番地
同	岸本幸		同 市上荘町小野1047番地の4
同	小南豐		同 市上荘町小野951番地
同	前川孝		同 市上荘町小野891番地
同	谷本正		同 市平荘町山角697番地の6
	岩本良		同 市平荘町山角708番地
監事	木 下 重		同 市上荘町薬栗390番地の1
同	玉川紘		同 市上荘町都染493番地
同	米 澤 政		同 市平荘町山角527番地の1
1 <sup>  </sup>   3   芦田中央土地改良区	小 /羊 以	Л	ᆝᄀᅠᆝᅡᆛᅺᅹᆡᄔᅥᄸᄰᅥᅜᅤᅜᅜᄼᆝ
退任役員			
とは役員 役員の区分	氏	名	住所
理事	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		丹波市青垣町田井縄631番地
日	足立雅		同 市青垣町田井縄671番地
同	使 立 雅 俵 文		同 市青垣町田井縄709番地
同同		カ 之助	
同同	西川實		
	細見敦		
同	知 兄 教 芦 田 伊		
同	梅谷輝		
同			
同	大南德		同 市青垣町田井縄321番地
同	足立秀		同 市青垣町西芦田990番地 1
同	中山謙		同 市青垣町栗住野882番地 1
同		四郎 —	同 市青垣町栗住野774番地
同	蘆 田 昭		同 市青垣町東芦田512番地
監事	芦田義		同 市青垣町田井縄529番地
同	古川常		同 市青垣町田井縄663番地
同	蘆 田 良	和	同 市青垣町西芦田1171番地 3
就任役員	т-	Æ7	/→ cr
役員の区分		名	住 所
理事	足立	徹	丹波市青垣町田井縄625番地
同	古川常		同 市青垣町田井縄663番地
同	足立	守	同 市青垣町田井縄711番地
同	足立逸		同 市青垣町田井縄675番地 3
同	古川幸	• •	同 市青垣町田井縄653番地
同	足立	隆	同 市青垣町田井縄645番地
同	芦田伊		同 市青垣町田井縄596番地
同	梅谷	薫	同 市青垣町田井縄357番地 1
同	大 南 明		同 市青垣町田井縄318番地 6
同	足立秀		同 市青垣町西芦田990番地 1
同	小 田 輝	<b>太</b> 隹	同 市青垣町栗住野997番地

同	蘆田	昭 治	同	市青垣町栗住野633番地
同	蘆田	昭二	同	市青垣町東芦田512番地
監事	俵	文 男	同	市青垣町田井縄709番地
同	大 南	德 夫	同	市青垣町田井縄321番地
同	蘆田	良 和	同	市青垣町西芦田1171番地3

### 兵庫県告示第513号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事	業	名	地区名	縦	覧	の	期	間	縦 覧	の	場	所
豊岡市	中山間地		備事業	竹野地区	平成				lから lまで	豊岡	市	役	所

#### 兵庫県告示第514号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 平成20年5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市竹野町三原字大山1322、1331、1344の 1、1344の 2、1345、字コガイノ1360の 1、1360の 2、1363、1365

- 2 指定の目的
  - 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第515号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 平成20年5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所 神戸市中央区葺合町字地藏谷1の1
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民局 地域振興部神戸農林水産振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 兵庫県告示第516号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 平成20年5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市城崎町湯島字元薬師977、977の1、977の2、978、978の1、979

2 指定の目的

落石の危険の防止

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 兵庫県告示第517号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

基本測量(基準点測量)

2 作業期間

平成20年6月1日から平成21年3月13日まで

3 作業地域

姫路市、豊岡市、西脇市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神 崎郡市川町、同郡福崎町、揖保郡太子町及び美方郡香美町

# 兵庫県告示第518号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年5月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年5月13日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦 覧に供する。

平成20年5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道路(	の <u> </u>	区域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	姫路市大津区平松字中開333番 1 から	旧	6.0から 15.0まで	86.0	
大江島太子線	同 市大津区平松字中開266番4まで	新	6.0から 29.0まで	89.0	

## 兵庫県告示第519号

公有水面埋立免許の出願があったので、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成20年5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 出願人の所在地、名称及び代表者

出願人 所在地 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

名 称 兵庫県

代表者 住 所 神戸市中央区山本通4丁目23番15号

氏 名 兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 2 埋立区域

(1) 位置

たつの市御津町室津字辨天ヶ端1034番37及び1034番45の地先公有水面

(2) 区 域

次の各点を順次に結んだ線及び1の地点と3の地点を結ぶ平成19年の秋分の満潮位(D.L.+1.70m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基点:室津護岸 に設標した金属鋲「H19.3-1」

北緯 34度46分11.0004秒

東経 134度30分 4.8587秒

1の地点 基点から 291度29分02秒 26.36mの地点

2 の地点 1 の地点から 20度39分59秒 80.00mの地点

3 の地点 2 の地点から 110度39分59秒 38.89mの地点

(3) 面積

2,853.24平方メートル

# 3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

たつの市御津町室津字辨天ヶ端1034番37、1034番38、1034番40、1034番45、1034番46の地内並びに同字 辨天ヶ端1034番37、1034番38、1034番40、1034番45の地先公有水面

(2) 区 域

次の各点を順次に結んだ線及びアの地点とクの地点を結んだ線により囲まれた区域。

基点:室津護岸 に設標した金属鋲「H19.3-1」

北緯 34度46分11.0004秒

東経 134度30分 4.8587秒

アの地点 基点から 201度58分57秒 19.58mの地点 イの地点 アの地点から 200度39分59秒 50.05mの地点 ウの地点 イの地点から 290度39分59秒 206.85mの地点 エの地点 ウの地点から 20度39分59秒 160.00mの地点 オの地点 エの地点から 110度39分59秒 77.83mの地点 カの地点 オの地点から 20度39分59秒 40.05mの地点 キの地点 カの地点から 110度39分59秒 161.99mの地点 クの地点 キの地点から 200度39分59秒 150.00mの地点

(3) 面積

43,208.02平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成20年4月7日

6 縦覧の期間及び場所

平成20年5月13日から3週間

関係図書は、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所及びたつの市産業部農林水産課において縦覧に供する。

#### 兵庫県告示第520号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)第8条第4項の規定により、次の景観形成地区の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事 に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成20年5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 景観形成地区の名称及び種別

丹南篠山口IC周辺地区沿道景観形成地区

2 景観形成地区に指定する土地の区域

一般国道176号味間新交差点から県道丹南篠山口インター線東吹交差点まで及び県道大沢新東吹線東吹交差点から東吹下交差点までの区間並びにこれらから展望できる区域で路端から100メートル以内の区域。

3 景観形成地区の指定の案の縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、丹波県民局県土整備部まちづくり課及び篠山市まちづくり部 地域整備課

4 縦覧期間

平成20年5月13日から同月26日まで

## 兵庫県告示第521号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)第9条第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の景観形成基準の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成20年5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 景観形成地区の名称及び種別

丹南篠山口IC周辺地区沿道景観形成地区

2 景観形成基準の案の縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、丹波県民局県土整備部まちづくり課及び篠山市まちづくり部 地域整備課 3 縦覧期間

平成20年5月13日から同月26日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10 年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号) 第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、 東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑にお いて、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 申請のあった年月日 平成20年4月25日
  - (2) 特定非営利活動法人の名称等
    - ア 名称 特定非営利活動法人あきら多可
    - イ 代表者の氏名 吉 崎 敏 郎
    - ウ 主たる事務所の所在地 多可郡多可町中区奥中970番地9
    - エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者が地域社会に 参加し「共に生きる」社会の実現に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成20年4月25日
  - (2) 特定非営利活動法人の名称等
    - ア 名称 特定非営利活動法人パーソナルカラーアナリストジャパン協会
    - イ 代表者の氏名 政 野 久 代
    - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区岡本 1 丁目 2番27-810号
    - エ 定款に記載された目的

この法人は、一般の不特定多数の方を対象に、パーソナルカラーを客観的に分析・提案できるパーソ ナルカラーアナリストの育成を図る。そのために、パーソナルカラーアナリストの資格認定を行うとと もに、介護施設、幼稚園などへの講師派遣事業やカラーセミナーの開催を行う。更に神戸から発信する 新しいカラー文化を創造する調査研究事業とカラー文化に関する情報発信事業を行う。そして、世界中 のすべての人々に色という外見力で内面の知的レベルやすばらしさの表現方法を提案し、文化向上に寄 与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成20年4月25日
  - (2) 特定非営利活動法人の名称等
    - ア 名称 特定非営利活動法人アジアIT人材育成機構
    - イ 代表者の氏名 船 曳 寿 華
    - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区栄町通4丁目1-12日進ビル401
    - エ 定款に記載された目的

この法人は、日本の企業・団体等とアジアの就職希望者に対して、中国・アジア等のIT人材育成関 連情報の提供、IT人材等の教育機関及び就職希望者受入れ企業のコーディネート、外国人に対する日 本語教育の支援、及び外国人雇用と採用に係る助言・コンサルタントに関する事業を行い、国際協力の 推進と日本企業・団体等の発展に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日 平成20年4月25日
  - (2) 特定非営利活動法人の名称等
    - ア 名称 特定非営利活動法人世界搏技連盟
    - イ 代表者の氏名 中 天 桂 英
    - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区港島中町2丁目4番地の1市営港島住宅70号棟1207号
    - エ 定款に記載された目的

この法人は、搏技(中国武術)の普及・発展を目指す人々を対象とし、搏技の国際交流の推進に努め、指導者、審判員その他の指導的立場に立つ人材の育成と技術の向上を促進するとともに、各種大会、講習会等を開催し、各国、各地域の目的を同じくする団体との相互交流と協力をもって社会への貢献と地域の福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 申請のあった年月日 平成20年4月25日
  - (2) 特定非営利活動法人の名称等
    - ア 名称 特定非営利活動法人姫路測量設計協会
    - イ 代表者の氏名 笹 本 善 章
    - ウ 主たる事務所の所在地 姫路市北条梅原町50番地
    - エ 定款に記載された目的

この法人は、まちづくりの住環境整備や有効利用、不動産の活用、維持、管理等に関する諸問題に関心のある人々に対して、互いに公共の利益を享受できるまちづくりを推進することや、地域の防災、防犯に関する地図作成・相談、及び、地理情報システム(GIS)を活用したデータマップ等の情報発信に関する事業を行うことにより、地域経済の活性化を促し、公益に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成20年4月25日
  - (2) 特定非営利活動法人の名称等
    - ア 名称 特定非営利活動法人トラストサービス
    - イ 代表者の氏名 岩 渕 由紀緒
    - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区朝谷町25番地の9
    - エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障がい者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、地域住民同士が支え合い助け合うコミュニティを再生し、地域福祉に寄与することを目的とする。

貸金業者に対する業務停止処分の公告

貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の4第1項第1号の規定により、次のとおり処分した。 平成20年5月13日

神戸県民局長 藤 原 雅 人

1 被処分者

商 号 アクセス company

氏 名 若原香織

登 録 番 号 兵庫県神戸県民局長(2)第12284号

営業所所在地 神戸市須磨区磯馴町 1 丁目 3 - 11 - 203

登録年月日 平成18年10月27日

2 処分年月日

平成20年4月30日

3 処分の内容

業務の全部の停止(平成20年5月1日から同年6月14日までの45日間及び平成20年6月15日から同年9月16日までの間で貸金業務取扱主任者研修受講届出書及び修了証の写しが提出されるまでの間。ただし、弁済

の受領等に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く。)

辞令

平成20年 4 月16日付

安永正昭

兵庫県収用委員会委員に任命する

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第130号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成20年5月13日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 警備業務の区分

警備業法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号業務」という。)

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成20年6月16日(月)から同月24日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の7日間

イ 追加取得講習

平成20年6月19日(木)から同月24日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、6月24日(火)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第 4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の交付を受けているもの
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の 交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該合格証明 書に係る種別の警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けているもの
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの

#### (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(1号業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者(警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。)で、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の交付を受けているもの
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の 交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該合格証明 書に係る種別の警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に係る旧合格証の交付を受けているもの
- オ 旧2級検定に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して 1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの
- 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成20年5月19日(月)から同月30日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)

- 6 申込時の提出書類
  - (1) 新規取得講習を受講しようとする者
    - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
    - イ 次に掲げるいずれかの書面
      - (デ) 前記3の(1)のアに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
      - (イ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し
      - (ウ) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
      - (I) 前記3の(1)の工に該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し
      - (対) 前記3の(1)の才に該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
  - (2) 追加取得講習を受講しようとする者
    - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
    - イ 指導教育責任者資格者証等の写し
    - ウ 次に掲げるいずれかの書面
      - (デ) 前記3の(2)のアに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
      - (4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し
      - (ウ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
      - (I) 前記3の(2)の工に該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し
      - (オ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- 7 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書 (警備業法令集等)

9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、申込人員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。
- 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階 社団法人兵庫県警備業協会

- 11 問い合わせ先
  - (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
  - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話(078)341-7441 内線 3046
  - (3) 社団法人兵庫県警備業協会 電話 (078) 252 - 0166